

雑損控除、災害減免法について

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で以下の方法によって、申告することができます。

- 「所得税法」に定める雑損控除の方法
 「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法

どちらか有利な方法を選択して、所得税の全部または一部の軽減をすることができます。それぞれの違いについては以下の通りです。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法	
損失の発生・原因	災害、盗難、横領などによる損失 生活に必要な資産に限る 1	災害による損失に限る	
対象となる資産の範囲	資産の所有者が納税者、または納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が 38 万円以下の者 生活に通常必要な住宅、家具、衣類などの資産 ただし、事業用の資産や別荘、書画、骨董、金属等で、1 個又は 1 組の価額が 30 万円を超えるものは、当てはまりません	住宅や家財 ただし、損害額が住宅や家財の価額の 2 分の 1 以上であることが必要	
控除額の計算又は所得税の軽減額	(イ) と (ロ) のいずれが多い方の金額が控除額 2 (イ) 差引損失額 - 所得金額の 10 分の 1 (ロ) 差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5 万円	その年の所得金額	軽減額
		500 万円以下	全額免除
		500 万円超 ～ 750 万円以下	2 分の 1 軽減
		750 万円超 ～ 1,000 万円以下	4 分の 1 軽減
備考	災害等に関してやむを得ない支出をした金額について領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する。また給与所得のある方は、源泉徴収票を添付する。 損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後 3 年間に繰り越して各年の所得金額から控除できる	原則として損害を受けた年分の所得金額が 1,000 万円以下の人に限る 「損失額の明細書」を確定申告書に添付する	

注意

- 雑損控除の損害の原因に詐欺や恐喝は含まれない
- 差引損失額 = 損害金額 + 災害関連支出金 - 保険金等による補填金
 損害金額：損害を受けた時の直前における、その資産の時価を基にして計算した損害の額
 災害関連支出金：災害により滅失した住宅、家財などを取壊し、又は除去するために支出した額

必ず領収書(災害見舞金や義援金等のもらったもの、除去費用等の支払ったもの)は全て保存しておきましょう

簡便法による計算

平成7年の阪神淡路大震災の際は、損害が甚大で件数も膨大であったため、納税者の便宜を図るために、資産の時価の計算について、大阪国税局は簡便計算を公表したようです。

・例（住宅の場合）

$$1 \text{ m}^2 \text{あたりの時価評価} \times \text{延床面積} \times \text{被害割合}$$

この算式の『1 m²あたりの時価額』については簡易表があり、木造、鉄筋鉄骨コンクリートなどの住宅の構造と住宅の建築時期によって金額が定められていました。

また『被害割合』にも被害の状況が規定された簡易表があり、被害の状況に応じた割合が定められていました。

今回の地震における雑損控除の適用について、まだ具体的な内容は発表されておりません。被害を受けた納税者の便宜を図った内容であることを望みます。

国税庁ホームページ	http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1110.htm
内閣府（被害認定調査）	http://www.bousai.go.jp/shien_higainintei.pdf
税理士榎山直樹事務所	http://www.narayama.com/

震災復興支援情報リンク

下記リンクは経済産業省・中小企業庁・財務省・国税庁・厚生労働省・金融庁・農林水産省・日本商工会議所等からの復興支援情報です。

東北地方太平洋地震 復興支援情報リンクはこちら

http://www.tkc.jp/jishin/link_hp.html

下記リンクは中小企業庁作成の支援策ガイドブックです。中小企業庁より被災地地域を中心に広く浸透させて頂きたいとの依頼を受けております。

「中小企業向け資金繰り支援策ガイドブック」はこちら

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/download/Financing-v1.pdf>

一刻も早い復興にご活用ください。